

## 第1回国会 参議院 司法委員会 第11号 昭和22年8月11日

[本文へスキップ](#)

## 現在表示しているページの位置

[トップページ（検索画面）](#) → 会議録テキスト表示（第1回国会 参議院 司法委員会 第11号 昭和22年8月11日）会議録テキストのURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811>

## メニュー

この画面で利用できる機能は次のとおりです。

- [1. 会議録本文](#)
- [2. 表示する発言の絞り込み](#)
- [3. 発言の目次](#)
- [4. 会議録のPDFを表示](#)
- [5. ヘルプ（使い方ガイド）（別画面）](#)

## 1. 会議録本文

本文のテキストを表示します。[発言の目次](#)から移動することもできます。

## 000・会議録情報

公聴会

昭和二十二年八月十一日（月曜日）

午前十時二十一分開会

本日会議に付した事件

- 刑法の一部を改正する法律案（姦通罪廃止の可否に関する件）

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/0>

## 001・伊藤修

○委員長（伊藤修君） それではこれより司法委員会の公聴会を開会いたします。

開会に先立ちまして一言公聴会を開くに至りましたところの経緯について申し上げます。御承知の通り、新憲法下におきまして、国会法の第五十一條におきまして、委員会は一般的関心及び目的を有する重要な案件につきましては、公聴会を開き得るところの規定が設けられたのであります。この公聴会を開くゆえんのもは御承知の通り、アメリカにおいては夙にこれが利用されまして、法案の重要なものは公述人の意見を聴き、恰も法廷におけるところの弁論のごとく、これによつて委員は公正なる意見を拜聴し、以て委員の意思を決定するというがごとく、非常なところの活用を見ておる次第であります。我が国会法におきまして、この制度を取入れまして、重要な法案に対しまして國民の有せられるところの各御意見を直接委員会にこれを述べて頂き、以て委員会は國民が把握されたところの、或いは國民が抱かれるところの、國民が持たれるところの御意見というものを拜聴いたし、以て委員会は公正にこれを決定したいと、かような趣旨に基づきまして公聴会を開く所以のものであります。

この司法委員会におきまして、目下刑法の一部を改正する法律案が上程せられておる次第であります。その刑法の改正の一部の中に、姦通罪を廃止するところの原案が議題となつておる次第であります。これに対しましては今日まで法制審議会以

來、又一般輿論におきましてこれを廃止するや否やということに對しましては、非常なところの議論があるのでありまして、今日の狀態におきまして廃止することは非常に早い、或いはこれによつて今日の國民道義の過程におきましては、むしろ危険を伴うものではないか、或いはこれは各人の愛と、及び道義とに訴へまして、道徳に委ねることがいいではないかと、こういう御議論もあり、又今日憲法において両性の平等を規定する以上は、むしろ今日の情勢から考えてこれを罰すべきが至当ではないかと、こういういろいろな御議論があるのであります。故にこの法案に對するところの結果は、少くとも日本の將來に對しまして、男女両性の結合によつて國家民族が發展する基礎をなす以上は、我々といたしましてこの問題が非常に重大なるものとする次第でありまして、この意味が即ち本公聽会を開いた所以であるのであります。どうぞこの趣旨を体せられまして、公述人の方々の十分なる御意見を拜聴し委員の法案を決定するところの資料に供して頂きたいと存する次第であります。

尚本日お集まり願ひました公述せらるる方々は、各界の代表であらせられまして、且つ学識經驗の豊かなお方のみを今日我々委員会といたしましては指名いたしまして、この方々の高遠なところの議論を拜聴し、以て我々の参考にいたしたいと存する次第であります。

尚明日は、即ち國會法に基きまして一般にこれを公告いたしまして、全國から御意見のある方を求めた次第であります。この方々の数は百三十八名南は鹿兒島から北は北海道に至るまでこの間におきまして百三十八名のお申出がありました次第であります。中、姦通罪を廃止するに賛成のお方は四十三名、中、女子一名であります。姦通罪の規定を廃止することに反對するものとして挙げられる者が九十一名でありまして、この反對者の中で両性を平等に罰すべしとする者が四十一名、中女子三名、現行法を維持すべしとする者十八名、中女子一名、單に姦通罪に反對する旨を表明するだけで、その賛否を明らかにしないお方が四名であります。勿論この現行法通りとすべしという十八名の方の御議論は今日の憲法の上におきましては成り立たないのでありまして、いわゆる憲法二十四條の規定するところの趣旨に對しますれば罰するか、或いはしないか、この二点にある次第でありますから、この点に對しますところのこの十八名のお方の意思表示は、今日の情勢においては採用できないと存する次第であります。

かような次第でありまして、本日の公聽会は、即ち先程も申しましたごとく、各界の代表者のお方の御意見をお伺ひいたし、明日は一般公募によるところの人々の御意見をお伺ひするという順序となつておる次第であります。

尚本日の公聽会におきまして十分御意見を盡して頂きたいとは存じますが時間の關係上、各公述人のお方は三十分以内に成るべく御意見を纏めて頂きたいと存する次第であります。一言開會に先立ちまして御挨拶を申し上げます。

尚本日は非常に暑うございますからどうか御自由に上衣をお取り下さいますように……

宮城實君。

發言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/1>

## 002・宮城實

○公述人(宮城實君) 新憲法の下におきまして姦通罪をいかに取扱うべきかということについて、即ち罰せざる法意の平等として刑法の上からこれを削つてしまふか、或いは又罰すべき法意の平等として現行法の上に改正を加えてこれを置くかどうかということ、甚だ重大な問題であります。昨年の夏、丁度今頃でありましたが、司法省の法制審議會におきまして、この問題を論議せられたことがありましたが僅かの差で以て姦通罪は廃止しろというような議論の方が多数であつたのでありまして、而も不思議なことには、当時婦人の委員のお方に廃止賛成者が多かつたために、姦通罪を罰せざる法意の平等ということに決つたようであります。併し私は結論から先に申し上げますが、この問題については罰すべき法意の平等として、姦通罪の現行法の規定を改めて、これを存置することを主張する者であります。即ち姦通勝手たるべしということには反對であります。沿革から見ても、姦通罪はローマ法においても亦ゲルマン法においても、支那律においても、当初は非常に厳格な重い刑罰を科しておつたのであります。我が國においても大宝律以來ずつと姦通罪というものは処罰しております。殊に徳川の百箇條におきましては死刑に処す、又姦通を現場において発見した場合においては、重ねて置いて四つにしても差支なしということになつております。新律綱領、改定律例、明治当初の法律におきまして亦何れもこれを処罰しておつたのであります。旧刑法においても姦通の現場において殺したる場合においては、その罪を宥恕する。宥恕するということは罪一等を減ずるといふことになつておりましたが、さような關係で今日までずつと姦通罪というものが古今東西の立法において、罰せられておつたのであります。最も家族主義、家族制度盛んなローマ、日本等においては、女の方だけを大宝律以外においては罰しておつたのであります。それが漸次軽くなつて來まして、刑罰の上においては、日本では現行法においては二年以下の懲役、ドイツ等においては六ヶ月以下の懲役、草案では一年になつておつたようではありますが、これがだんだん軽くなつて來ておりますが、とにかく姦通罪というものを刑罰法規の上に今日まで依然として一般に持ち來りつつあるのであります。そこでこの立法例を見ますというと、大体において四つになつておりますが、第一にこの平等処罰主義、罰する法意の平等、第二に男を罰しない、女の方だけを罰するという主義、第三に罰することは罰するのであるが、男に有利に罰する、つまり男の場合においては妾を置くとか、或いは特殊の場合においてのみ罰する。一回の姦通はこれを放任しておるといふような差別を設けておる。例えばフランスなどにおいては、千フラン以下の罰金、男は罰金ですが、女には重刑を科するというふうになつて、いろいろ不平等に罰する主義があります。ただ姦通を罰しない立法例というものは、ソビエト・ロシアにおいて、革命後1926年後改正せられて、姦通罪を罰しないといふふうになつておるようですが、併しこれはロシアの特殊の關係のあることであつて墮胎罪についても当初罰しないといふ法律を持つておつたのが、十年後の一九三六年、どうも墮胎罪を罰しないでは國力の消長に關係があるといふので、遂に今日では墮胎罪を罰するようになつております。当初墮胎罪というものは罰すべき理由がないといふので、國立墮胎場というものを設けて、公然と墮胎をさせた。併しそれはどうも工合が悪いといふの

## 059・山下義信

○山下義信君　こういう機会は減多にないと思いますから、女性の諸先生に伺いたいと思いますが、増田さんのお説のように両罪といたしまして、姦通罪を存続いたしましたときに、女性の方が沢山告訴なさいます。即ち夫なる相手方をお訴えなさいますようなことが、女性の権利として沢山出て来るお見込でございませうか、或いはやはり余りないようなお見込でございませうか。これはお四人の御先生方でお相談なさらずに、思い思いに、御答弁お願いしたいと思います。女性の嫉妬深い疑い深い人が、何でもかでもすぐに訴えるようになって、事件が殖えますでしょうか、それともやはり姦通罪を廃しても殖えませんか、私共審議いたします上に非常に重大なる参考になりますので、伺いたいと思います。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/59>

---

## 060・増田シズ

○公述人（増田シズ君）　それは女というものは家庭に子供がございませうのですから、女にそういう権利が與えられても、その事件を女が告訴するとか、どうかということはないと思います。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/60>

---

## 061・守屋あづま

○公述人（守屋あづま君）　私も同じでございませう。そればかりでなしに、これからの女の人はもつとこういう問題に積極的に進歩した氣持で子供を教育して参る。男の子供に貞操ということの大事なことをよく教えて参る。女の子供に女の純潔ということのために、しつかりしなければならんということをよく教えて参るだろうと思います。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/61>

---

## 062・久布白落實

○公述人（久布白落實君）　殖えないばかりか、私はないと思つております。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/62>

---

## 063・山川菊榮

○公述人（山川菊榮君）　私は殖えるとか、殖えないとかいうことは、今まで男はこういう場合には姦通罪はないのでありますから、女は告訴することができなかつたが、今度新しくそういうことができるのだから、こういう刑でがきれば当然多いか少ないかは別としてできて来ると思います。ただこういう場合にも、さつき誰か知らん外の先生がおつしやいましたように、本当に社会風教のために、というよりは随分やはり金の問題がからんで来るだろうと思います。それと感情問題であつて、本当にさうするために社会の風教がよくなるというような問題以外のことが原因になつて、そして自然そういう告訴をする人が必ずしも同情すべき人ばかりとは限らないと思います。これは今まで女の場合、例えば女の姦通した場合に告訴する側にいろいろ面白くないことがあるというお話でございましたが、そういうことが随分からんで来るだろうと思います。多くなるか少なくなるかというその問題に対しては、とにかく今までそういうことができなかったものが、今度は女の方からできるのですから、多少なりとも新しく出て来るには出て来るに違いないと思います。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/63>

---

## 064・伊藤修

○委員長（伊藤修君）　質疑はこれで打ち切りまして、委員会を代表いたしまして諸先生方に厚くお礼を申し上げます。お暑いところを長時間に亘りましていろいろ御高説を承わりまして、法律審議の上におきましていろいろ参考になることを、関係事項についてお伺いしたことを厚く感謝いたします。本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時から続いて開会いたします。

午後三時三十分散会

出席者は左の通り。

委員長　　伊藤　　修君

理事

松井　道夫君

## 委員

齋 武雄君  
鈴木 安孝君  
大野木秀次郎君  
鬼丸 義齋君  
來馬 琢道君  
松村眞一郎君  
岡部 常君  
宮城タマヨ君  
山下 義信君  
小川 友三君  
阿竹齋次郎君

## 公述人

小野清一郎君  
久布白落實君  
安平 政吉君  
牧野 英一君  
増田 シズ君  
三宅正太郎君  
宮城 實君  
泉二 新熊君  
守屋あづま君  
山川 菊榮君

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100114390X01119470811/64>

## 2. 表示する発言の絞り込み

発言内容、発言者で、表示する発言を絞り込めます。発言内容で絞り込んだ後、発言者で絞り込むことや、その逆も可能です。

絞り込みを解除する場合には、絞込解除ボタンを押してください。

発言者の肩書き、所属、役割等を表示する場合には、「発言者情報」リンクを選択してください。別画面で表示されます。

### 会議録中に出てくる言葉（発言者名を除く）

検索語

絞込

絞込解除

### 発言者名

全選択／全解除

- 会議録情報
- 伊藤修 [発言者情報](#)
- 宮城實 [発言者情報](#)
- 守屋あづま [発言者情報](#)
- 小野清一郎 [発言者情報](#)
- 泉二新熊 [発言者情報](#)
- 山下義信 [発言者情報](#)
- 齋武雄 [発言者情報](#)
- 三宅正太郎 [発言者情報](#)
- 久布白落實 [発言者情報](#)
- 山川菊榮 [発言者情報](#)
- 安平政吉 [発言者情報](#)
- 増田シズ [発言者情報](#)
- 牧野英一 [発言者情報](#)
- 小川友三 [発言者情報](#)